

令和 7 年度 第 1 回南丹市文化財保護審議会 会議録

日時 令和 7 年 9 月 17 日 (水) 午後 1 時 15 分～午後 3 時 15 分

場所 南丹市園部文化会館アスエル 3 階 中研修室

出席委員 長野光孝、大坪洋子、西岡尚也、松本辰夫、湯浅照夫、宇野茂男、山口恒一、

(順不同・敬称略) 福島恒徳、井上一稔

欠席委員 大槻左門、上島享、矢ヶ崎善太郎、鵜島三壽

(順不同・敬称略)

事務局 野々口智司教育次長、井尻智道社会教育課長、

大塚道昭課長補佐兼文化財保護係長、一戸葉音主事、松谷友香主事

傍聴人数 0 名

1. 開会

2. あいさつ 長野会長

【自己紹介】

委員及び事務局から自己紹介を行う。

3. 報告事項

(1) 南丹市文化財事業について

ア. 令和 6 年度事業報告について

イ. 令和 7 年度事業計画について

事務局より報告

委員：石田家はどの辺りにあるのでしょうか。

委員：美山町大野地区の樅原という大野ダムのある集落にある。日本最古の農家住宅と言われている。昭和 42 年頃に京都府が美山町の農家を調査した際に、石田家の屋根裏から札の束が見つかり、その中に慶安 5 年 (1652 年) のお札があった。

石田家はそのお札より前に建てられたということで、国の文化財に指定された。

委員：今も住んでおられるのか。

委員：今は住んでおられない。

4. 協議事項

ア. 新たな市指定文化財について

事務局：前回からお話ししておりましたが、生身天満宮さんから屋根の修復に合わせて指定を考えて欲しいという所蔵文化財について一覧に挙げております。井上先生ならびに福島先生にお世話になり、現地調査いただいたところですので、それぞれの先生方からご解説をよろしくお願ひいたします。

井上委員、福島委員より報告

委員：資料 26 ページの菖蒲の絵の右側に描かれている葉は何か。

福島委員：季節は菖蒲とあっていると思うが、何かは分からぬ。

委員：資料 27 ページの菊と共に描かれている細長い葉は何か。

福島委員：これはすすきです。

委員：すすきと菊を合わせている？

福島委員：そうです。秋草という言い方をする。秋草は中国文学でもよく使いますし、日本でも和歌の世界でもよく使われている。

委員：資料 26 ページの解説に露草と書いてあるが、菖蒲露草図というのか？

福島委員：誰が頼むかによって題名は変わる。注文した人の教養の程度も分かる。注文する際にこの絵・この図がこの題名という形で注文することもとても多いので、注文した方がこの題名をつけたと考えられる。この絵馬はどこにいつ納めたかということが分かるためとても重要。

委員：教伝寺の「きょうがい」ですか？境外持仏堂とは？

福島委員：「けいがい」と読む。境内の外のこと。境内から離れたところに関係のものがある場合、境外という言い方をする。

事務局：教伝寺関係の絵馬や観音像については、また年度内に井上先生、福島先生にお世話になりたいと思う。

委員：今後の指定の話で、美山・日吉でまだ未指定のもの（仏像）があると思う。そちらの地域のものも候補に挙げていただきたい。

委員：作っていただきました、「美山の文化財」という冊子が今貴重なものになっている。そこに載っているお寺で維持管理ができなくなり、移転するという話が出てきている。そのような中で、これは一体どんなわががあったのかなど改めて文化財の調査が大事なものになってきている。

委員：南丹市は広いので、仕方ないのかもしれないが、最近の傾向を見ていると園部中心的な感が否めない。もう少し広く目を向けていただければと思う。

委員：何かの時に見ていただいて、指定できそうなものはしていったらいいのでは。

委員：仏像は指定候補がたくさんあると思う。

事務局：盜難を気にされて調査を嫌がられる方が以前、日吉の仏像調査の中でもあった。

先ほど井上先生が言っていたように、お寺の維持自体が難しくなっているところも含めてその辺が気がかりになっている。仏像はどんどん調査を進められない面がある。

委員：確かに仰った「指定したら世の中に知られる」わけだから、盜難の心配は出てくる。そのような理由で指定を嫌がられるということはある。そこを解決するために、保存施設に何らかの方策を講じてほしい。具体的には、機械的な設備の導入ですよね。また、地域の人に文化財を守るという意識を持っていただき。今の状態は、盗まれても分からぬという状況だと思う。指定されたら、今よりは悪くならないのではないか。

委員：何よりもやはり意識してもらうということが大事だと思う。防犯対策も何もできないから指定してもらったら困るという意見も確かにある。あるけども、そこを何とかもう少し意識を高めていただきたい。指定しないよりはしたほうがいいと思う。

委員：防犯も含めて文化財保護である。何とか地域で守るということ。それはやはり役所の仕事の1つかなと思う。実際、自治体で世話をされて「○○地区所蔵」という文化財も多いですよね。お寺がだんだんやってられないで、その地域で守る、地域が所蔵しているという事例を学んでほしい。

事務局：未指定の日吉にある山奥のお寺さんでも、防犯対策を施したいということで、ご相談をお伺いしたことがあった。ただそこで採用したところで気づかない可能性が高いと。防犯ライトをつけ、補助金も利用したが、ただの灯りになってしまう。誰かが開ける際に、何かセンサーに引っかかってお知らせが来るというようなシステムがあると良いのだろうが、なかなか難しかった。

委員：防犯ライトはそれに誰か気がつくからではなくて、犯罪者の気持ちを抑えるためのものだと思う。他にも防犯ベルの設置や鍵を二重でつけるなど知恵はある。

委員：仮に盗られたと想定した時、指定されておらず写真がなければ、どんなものを盗られたのか分からず手配もできない。

委員：今も盗難品のポスターが博物館など目の見えるところに貼ってある。それを見て、通報され元の場所に戻ることもある。だからまずは写真を取ることが大事。写真があると仮に盗まれて流出した後でも取り戻せる。

委員：指定や調査をして盗られることもあるし、何もしないで盗られることもある。だったら指定した方がいいと思う。

委員：山奥のお寺でライトを設置しても目が届かないのではないかと。だけどそれで防犯効果が多少でもあるのであればやった方がいい。それから地元の人の意識。これが指定になったから、今までずっと見回りがなかったものを1ヶ月に

1回は少し確認に行きましょうかとなるだけで随分違う。そのような活動が文化財保護につながる。

委 員：美山に鎌倉時代の仁王像があり、常時見に行っているが、無住で人もほとんど近寄らないので、危険である。なくなっていても全然気がつかないお寺がたくさんあると思う。指定も大事だが、今ある物の保護・管理に手を打たないといけないと改めて痛感する。

委 員：指定されるようなものは多分値がはるんだろうと思われている。でも大したこと無い。ものというよりは、文化史的な意味がある。地域における文化財の価値意味を知ってもらうことがまず大事だと思う。

5. その他

ア. 令和7年度祭礼補助金について

事務局より報告

6. 閉会 大坪副会長あいさつ